

「国の教育ローン」 のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

1. ご利用いただける方は

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、扶養する子どもが1人の場合は、給与所得が790万円以内(事業所得者は590万円以内)の方。子どもの数に応じて給与所得額の制限が引き上げられます。

2. 融資額

学生・生徒1人につき200万円以内

3. 利率

年2.65%(平成20年10月1日)

■お申し込みに関するご相談は、「国の教育ローン」コールセンター
電話 0570-008656

(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルがご利用いただけない場合(公衆電話、IP電話、PHSなど)の電話番号

電話 03-5321-8656

日本政策金融公庫 旭川支店
国民生活事業

「年末資金」のご案内

日本政策金融公庫では、例年どおり年末事業資金をお取扱い中です。また、新たに事業を始められる方へのご融資の相談もお受けしています。

季節商品の仕入れや手形の決済、ボーナスの支払いなどにお役立てください。

●融資条件

1. 融資限度額 4,800万円
2. 資金の使いみち
事業資金(運転資金・設備資金)
3. 利率
基準利率 年2.45%
(返済期間によって異なる)
4. 返済期間
運転資金5年以内
設備資金10年以内
5. 保証人・担保
ご希望に応じて相談させていただきます。

※詳しくは、

日本政策金融公庫旭川支店
国民生活事業

(旭川市4条通9丁目)

電話0166-23-5241・融資相談係)

までお気軽にご相談ください。

裁判員制度～ 裁判員に選任されるまで

来年の5月21日から裁判員制度が始まります。

裁判員は、選挙権のある人(衆議院議員選挙人名簿に登録された人)の中から、くじにより無作為に選ばれます。

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様の負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や法令で辞退を申し立てることができる事由を定めています。

辞退の申立てに対する判断は、各裁判員候補者の個別事情に応じ国民の皆様の社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に、できる限り前倒しで行うことにより、国民の皆様のご負担を軽減することを考えています。

全国の地方裁判所では、本年10月下旬から11月上旬ころまでの間に翌年分の裁判員候補者名簿を作成します。裁判員候補者名簿に載った方には、本年11月下旬から12月上旬ころまでの間に、名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続きを行う期日に裁判所へお越しいただくためのお知らせ(呼出状)が届く可能性があることを事前にお知らせするものです。

この名簿記載通知と同封される調査票や選任手続き日のお知らせ(呼出状)に同封される質問票は、裁判員候補者の方が裁判員になることができない事情等を早期にお尋ねすることで、無用に裁判所へお越しいただくことを避けるためのものです。ご記入、ご返送にご協力ください。

必ずチェック 最低賃金！使用者も労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)の最低賃金が次のとおり改正されます。

最低賃金額 時間額 **667**円
効力発生年月日 平成**20**年**10**月**19**日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品、デバイス製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「船艇製造・修理業」)で働く労働者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

北海道労働局 労働基準監督署(支署)